

人事労務に関する実務上のポイントや最新情報をタイムリーにお伝えします。

今回のテーマ

【マイナ保険証について】

- 1 マイナ保険証制度と最新動向
- 2 マイナ保険証の利用方法と注意点
- 3 マイナ保険証に関する Q&A

1 マイナ保険証制度と最新動向

▶マイナ保険証とは？

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組み、および健康保険証として利用できるように登録したマイナンバーカードのことです。なお、マイナ保険証は「マイナンバーカードの健康保険証」の略称です。

▶マイナ保険証の利用状況および利用するメリット

健康保険証および資格確認書を利用して受診するケースが多いところが現状であり、セキュリティの不安や情報漏洩のリスクを懸念し、マイナ保険証の利用登録解除を申請するケースも見られます。

2025年3月の医療機関・薬局でのマイナ保険証利用者の割合は27.26%となっており、徐々に利用割合は増えてきてはいる状況です。

マイナ保険証を利用し情報提供に同意することによって、過去に処方された薬や特定検診等の情報を初診の医療機関や薬局でも医師・薬剤師にスムーズに共有することができます。また、限度額認定証を提出せずに高額療養費の限度額を超える支払いを免除される、確定申告時にマイナポータルから e-Tax 情報を連携することにより医療費控除の申告が楽になるといったメリットもあるため、今まで利用したことがない方も検討されてみてはいかがでしょうか？

▶ スマホ保険証の導入

2025 年 7 月から関東圏の 15 施設にてスマホ保険証の実証実験を実施し、2025 年 9 月以降、環境が整った医療機関等からスマホ保険証の運用が開始される予定です。なお、全医療機関等に運用が義務付けられているわけではなく、希望する医療機関等のみ運用を開始します。スマホ保険証を利用したい場合は、受診する医療機関に事前に確認しておくで安心です。

【参考文献】

* 厚生労働省 「マイナ保険証の利用促進等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001483387.pdf>

* 厚生労働省 「9 月からマイナ保険証がスマホでも使えます」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001507615.pdf>

(簗毛)

2 マイナ保険証の利用方法と注意点

昨年 12 月に現行の健康保険証は新規発行停止され、原則はマイナ保険証へ移行することとなりました。改めてマイナ保険証の利用方法について確認しておきましょう。

まずはオンライン等で申請してマイナナンバーカードを取得することになりますが、取得すれば自動的に健康保険証として使えるわけではありません。医療機関にある顔認証付きカードリーダーまたはマイナポータルを使って「健康保険証利用の登録」をする必要があります。

医療機関で受診する際には、本人確認のために顔認証または暗証番号（4 桁）の入力を求められます。この暗証番号はマイナナンバーカードを取得した際に設定したものです。もし暗証番号を忘れた場合や何度か間違えてロックされてしまった場合は、お住まいの市区町村の窓口で手続きが必要です。

これらの手続きは会社を通してではなく、従業員自身が行うものになります。下記参考文献に記載した厚生労働省のホームページには詳しい案内が載っていますので、そちらも参考にしてください。

STEP1.

マイナナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便局で申請する
- ③ まちなかの
証明写真機から申請する



STEP2.

マイナナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局にある
顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3.

医療機関・薬局で マイナナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証付きカードリーダーに
マイナナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



(厚生労働省ホームページより引用)

なお、転職により健康保険の資格情報が変わった場合でも、引き続きマイナ保険証で医療機関の受診が可能です。入退社直後の利用には注意が必要です。

入退社による健康保険の資格情報の変更は、マイナ保険証に即時に反映されるわけではなく、手続き完了までに一定の時間を要します。(加入している健康保険制度や手続きの状況にもよりますが、2025年7月時点では、通常だと資格取得手続きが完了してから概ね2週間程度かかるようです)。

そのため、新たに入社した従業員に対しては、マイナポータルでご自身の健康保険資格情報が更新されているかどうかを確認するよう、事前に案内しておくといでしょう。マイナポータルでの資格情報の確認方法については下記参考文献をご参照ください。

【参考文献】

*厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

*マイナポータル操作マニュアル 「04 健康保険証情報を確認する」

<https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html>

(菊池)

3 マイナ保険証に関する Q&A

最後に、マイナンバーカードの保険証利用に関する Q&A を3つご紹介します。

(参考：厚生労働省資料およびマイナポータルサイトの Q&A)

Q1. マイナンバーカードに保険証の利用登録を行っていない場合、どうすれば医療機関を受診できますか？

A1. 加入している健康保険の保険者から送付される「資格確認書」を提示して受診します。

マイナンバーカードを持っていない人や、マイナ保険証の利用登録をしていない人などについては、現行の保険証の有効期限となる2025年12月1日までに、保険者から会社または自宅に送付される「資格確認書」を提示して受診します。資格確認書が送付される時期は保険者によって異なりますが、協会けんぽでは2025年7月下旬から10月下旬にかけて送付されます。

参考：資格確認書について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45470.html

Q2. 遠足や修学旅行、部活動の合宿・遠征等の際、これまで保険証の写しで医療機関等を受診するこ

とがありましたが、今後はどのように対応すればよいですか？

A2. マイナ保険証を持参するか、資格情報等を提示する方法が考えられます。

子どもの学校行事の際、現行の保険証では保険証のコピーを持参する対応が見られましたが、マイナ保険証では以下のような方法が考えられます。

- ①マイナ保険証を持参する
- ②マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルをダウンロードまたは印刷したもの、あるいは資格情報のお知らせやその写しを医療機関に提示する

これらの学校行事等においては教員の管理下で短期間のみ利用されるため、上記②の提示でも診療や処方が受けられることがあります。

Q3. マイナナンバーカードを紛失した場合はどうすればいいですか？

A3. マイナナンバーカードの機能停止と再交付の手続きを行います

マイナナンバーカードを紛失した場合は、マイナナンバーカード機能停止の手続きと再交付の申請を行い、あわせて警察に遺失届・盗難届を出してください。

1. マイナナンバーカードの機能停止手続き

マイナナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178 ※音声ガイダンス 2 番）へ連絡してマイナナンバーカードの機能停止手続きを行います。

https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_lost_found1/

（マイナナンバーカード総合サイト）

2. マイナナンバーカードの再発行手続き

住民登録のある市区町村の担当窓口にて再交付申請を行います。なお、紛失した場合は「特急発行・交付制度」を利用することにより、原則、一週間程度でマイナナンバーカードの再交付が可能です。

https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/express_apply/

（マイナナンバーカード総合サイト）

3. 資格確認書の交付申請を行う

すぐに医療機関等を受診する場合等、必要に応じて加入している保険者に資格確認書の交付申請を行ってください。

このほか、厚生労働省やマイナポータル、デジタル庁などでマイナ保険証に関する Q&A を公開して

います。

マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40406.html#Q29

「健康保険証等としての利用」内のよくあるご質問（マイナポータル）

https://faq.myna.go.jp/category/show/108?site_domain=default

よくある質問：マイナンバーカードの健康保険証利用について（デジタル庁）

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card>

（望月）

お知らせ / ご案内

弊所代表の山口が行うセミナーをご案内いたします。

■2025 年 8 月 27 日（水）『人事労務担当者の基礎知識』

<https://www.rosei.jp/seminarstore/seminar/11181>

■2025 年 9 月 8 日（月）『事例や Q&A を通じたハラスメントの理解と予防策・事後対応の留意点』

<https://www.rosei.jp/seminarstore/seminar/11202>

作成

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士法人山口事務所

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 2-1-6 青山エイティーンビル 2 階

TEL：03-6427-1191 FAX：03-6427-1192

Homepage：<https://www.ys-office.co.jp> Facebook：<http://www.facebook.com/ysoffice>

YouTube：<https://www.youtube.com/@Ys-office/featured>



社会保険労務士法人 山口事務所
Labor and Social Security Attorneys' Firm Yamaguchi Office